

森林整備地域活動支援交付金交付要綱

	平成14年 4月23日付け	14林政第43号林務部長通知
	平成16年 5月 6日付け	16林政第81号 //
	平成18年 4月 1日付け	18森第 234号生活環境部長通知
	平成19年 4月 5日付け	19森政第 8号林務部長通知
	平成21年 4月 7日付け	21森政第13号 //
	平成21年10月20日付け	21森政第215号 //
	平成22年 4月16日付け	22森政第40号 //
	平成23年 4月21日付け	23森政第47号 //
	平成24年 3月23日付け	23森政第387号 //
	平成25年 5月31日付け	25森政第89号 //
	平成26年 5月19日付け	26森政第64号 //
	平成27年 4月24日付け	27森政第58号 //
	平成28年 4月19日付け	28森政第38号 //
	平成29年 7月 6日付け	29森政第157号 //
	平成30年 9月 6日付け	30森政第263号 //
	令和元年 6月 4日付け	元森政第109号 //
	令和 2年 5月14日付け	2 森政第86号 //
	令和 2年10月15日付け	2 森政第298号 //
最終改正	令和 3年 4月15日付け	3 森政第39号 //

(趣旨)

第1 この要綱は、適切な森林整備の推進を通じ森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林整備地域活動支援交付金交付事業を行う市町村の経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び交付額等)

第2 第1に規定する交付金の交付の対象となる事業の種類、経費及びこれに対する交付額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の別表第1に規定する森林整備地域活動支援交付金事業に係る交付単価は、別表第2のとおりとする。

(交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、交付金交付の条件とする。

- (1) 交付金交付に要する経費の配分又は事業の内容のうち、別表第1に掲げる重要な変更をしようとするときは、速やかに地域振興局長（以下「局長」という。）に申請して承認を受けること。
- (2) 事業を中止若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき

(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに局長に申請してその承認を受けること。

(3) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、又は交付金の交付を受けたときに森林経営計画の作成や間伐等の実施が条件として付されている場合は、その実施を局長及び市町村長が確認するまでの、いずれか長い期間について整理保存すること。

(4) 交付金の交付に際して、交付後に森林経営計画の作成や間伐の実施を行うこととされている場合は、次に掲げる地域活動の別により、定められた期限までに実施すること。

なお、国実施要領の別表1のIの2に定められる返還の免責が適用となる場合はこの限りではない。

ア 「森林経営計画作成促進」の「共同計画等」により交付金の交付を受け、森林経営計画を策定することについて書面により森林所有者等の合意が得られた森林は、交付を受けた年度の翌年度までに森林経営計画を作成するものとし、合意が得られなかった森林はその成果を市町村長に提供するものとする。

イ 「森林経営計画作成促進」の「経営委託」により交付金の交付を受け、森林経営計画を策定すること及び森林経営計画の期間内の間伐実施について書面により森林所有者等の合意が得られた森林は、交付を受けた年度の翌年度までに森林経営計画を作成し、作成した森林経営計画の期間内に間伐を実施するものとする。

ウ 「森林経営計画作成促進」の「間伐促進」により交付金の交付を受け、間伐を行うことについて書面により森林所有者等の合意が得られた森林は、その森林を対象とする森林経営計画の変更を行い、交付金の対象となった森林について、森林経営計画の期間内に間伐を実施するものとし、合意が得られなかった森林はその成果を市町村長に提供するものとする。

エ 市町村長は、対象行為の成果について、森林簿等への反映が必要と認める場合は、その成果を局長に提供するものとする。

(5) 「森林境界の明確化」に対する交付金の交付を受けた森林について、対象行為の実施結果を踏まえた報告書等(測量を実施した場合はその成果を含む(以下「報告書等」という。))を作成し、当該対象行為の終了後に市町村長へ提出すること。また、市町村長は、提出された報告書等に記載された事項について林地台帳に反映させると共に、森林簿等へ反映させるため局長へ提供するものとする。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、交付金の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他について条件を付することがある。

(交付金交付申請書、添付書類及び提出期限)

第4 規則第3条に規定する申請書は、森林整備地域活動支援交付金交付申請書とし、関係書類は別に定めるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に定めるものとする。

(変更承認申請書等)

第5 第3第1項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 交付金の変更又は事業内容を変更しようとするとき

森林整備地域活動支援交付金変更承認申請書

(2) 事業を中止又は廃止しようとするとき

森林整備地域活動支援交付金事業中止（廃止）承認申請書

（交付申請の取下げ）

第6 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、当該交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に局長に対して行うものとする。

（遂行状況報告）

第7 規則第10条に規定する状況報告は、森林整備地域活動支援交付金遂行状況報告書によるものとする。

2 補助事業者は、交付決定を受けた年度の9月30日現在の遂行状況を把握し、前項に規定する状況報告書により10月15日までに局長に報告するものとする。

（実績報告書、添付書類及び提出期限）

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、森林整備地域活動支援交付金実績報告書とする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、別に定めるものとする。

3 前2項に規定する書類の局長への提出期限は、交付金事業を完了したときから1箇月を経過した日、又は交付金の交付を受ける年度の3月10日までのいずれか早い日までとする。

（交付金等交付請求）

第9 市町村長が交付金の交付（概算払を含む。）を受けようとするときは、森林整備地域活動支援交付金交付（概算払）請求書を局長に提出するものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に定めるものとする。

（申請書等の様式）

第10 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定めるものとする。

（その他）

第11 本事業の実施について、本要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度事業から適用する。

(別表第1) (第2関係)

事業の種類	事業の区分	経費	交付額又は補助率	補助事業者	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	<p>1 市町村が実施要綱に基づき森林整備地域活動支援交付金を交付するのに要する次の経費</p> <p>(1) 森林経営計画作成促進</p> <p>(2) 森林境界の明確化</p> <p>(3) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備</p>	<p>左に掲げる経費のうち(1)～(3)に要する交付額は、1及び2の合計額とする。</p> <p>1 定額分</p> <p>別表第2の表中①に規定する額に交付対象面積を乗じた額</p> <p>2 定率分</p> <p>市町村の交付単価から別表第2の表中①の額を差し引いた額の2分の1に交付対象面積を乗じた額以内</p> <p>ただし、市町村の交付単価は、別表第2の表中②の額を上限とする。</p>	市町村	<p>1 補助金額の増</p> <p>2 補助金額の30%を越える減</p> <p>3 事業の区分の相互間の流用</p>	事業の区分及び経費の新設、廃止
	市町村推進事務	<p>2 市町村が上記1の事業を実施するための推進事務に要する次の経費</p> <p>(1) 推進等</p> <p>(2) 確認事務</p> <p>(3) 交付事務</p>	<p>定額</p> <p>ただし、左に掲げる経費の1及び2の合計額に2%を乗じた額以内とする。</p>			

(別表第2) (第2関係)

(1ha 当たり)

1 「森林経営計 画作成促進」	(1) 共同計画等	①定額分の単価 (円)	4,000
		②上限単価 (円)	8,000
	(2) 経営委託	①定額分の単価 (円)	19,000
		②上限単価 (円)	38,000
	(3) 間伐促進	①定額分の単価 (円)	15,000
		②上限単価 (円)	30,000
	(4) 不在村森林所有者加算 (不在村森林所有者に対する合意 形成活動を行った場合に(1)、(2)、 (3)に加算される額)	①定額分の単価 (円)	7,000
		②上限単価 (円)	14,000
2 「森林境界の 明確化」	(1) 森林境界の確認を行った森林 面積	①定額分の単価 (円)	8,000
		②上限単価 (円)	16,000
	(2) 森林境界の測量を行った森林 面積	①定額分の単価 (円)	22,500
		②上限単価 (円)	45,000
	(3) I C T技術加算 (I C T技術を活用して境界測量 を行った場合に(2)に加算される 額)	①定額分の単価 (円)	8,500
		②上限単価 (円)	17,000
	(4) 不在村森林所有者加算 (不在村森林所有者が現地立会を 行った場合に(1)、(2)に加算され る額)	①定額分の単価 (円)	6,500
		②上限単価 (円)	13,000
3 「森林経営計 画作成・森林 境界の明確化 に向けた条件 整備」	①定額分の単価 (円)	20,000	
	②上限単価 (円)	40,000	

- (備考) 1 共同計画等とは、経営委託、間伐促進以外の森林であって、地域活動の実施により森林経営計画を策定することについて書面により森林所有者等の合意が得られた森林以外の森林をいう。
- 2 経営委託とは、森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林であって、計画期間内に間伐を実施するもの(ただし、計画期間内の間伐実施について書面等により合意が得られているものに限る。)をいう。
- 3 間伐促進とは、森林経営計画の対象森林であって当該計画の計画期間内において計画を変更し間伐を実施しようとする森林(ただし、計画期間内の間伐実施について書面等により合意が得られたもの)をいう。
- 4 I C T技術加算とは、森林境界の測量を行う森林において、境界を確認するためにレーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳地図等必要な情報を収集・解析し、境界案を作成(境界案について書面により合意が得られていること)する森林をいう。

- 5 加算措置の対象となる不在村森林所有者とは、居住地が対象森林の所在する市町村と異なっており、かつ居住地が対象森林内に所有する森林から概ね 60km 以上離れている、又は一般乗合旅客自動車等により概ね 2 時間以上を要する森林の所有者とする。ただし、森林経営計画作成促進と森林境界の明確化を併せて実施する場合、不在村森林所有者に係る加算措置は二重で適用することはできない。